

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号) 第 7 条第 1 項の規定により、青森市小学校給食センター等整備運営事業を実施する民間事業者を選定したので、同法第 8 条の規定により客観的な評価の結果をここに公表する。

平成 23 年 12 月 15 日

青森市長 鹿内 博

記

1 事業の概要

(1) 事業名称

青森市小学校給食センター等整備運営事業

(2) 公共施設等の管理者

青森市長 鹿内 博

(3) 事業目的

青森市の小学校給食は、西部学校給食共同調理場、中央部学校給食共同調理場、浪岡学校給食センター、単独給食実施校 13 校で調理しているが、西部及び中央部学校給食共同調理場は、建設から 30 年以上経過しており、また、単独給食実施校においても、平成 26 年度以降、逐次施設の処分制限期間（建設後 35 年）を満了し、給食調理場という性格上、施設は常に蒸気等の湿気にさらされ、老朽化の進行が顕著となっている。

このため、市では、新たな給食センターの整備を行うこととしているが、施設整備等に当たっては、大量調理を行うための近代的な施設整備の効率的な導入が図られた集約された施設であること、衛生管理の徹底や人件費等の経費節減、物資の大量購入により安価な食材料の確保が可能であること、優れた設備等を整備することで、栄養バランスを考慮した温かい食事の提供や、家庭、学校、地域などに学校給食や食に関する情報の発信を行うなど、食育の推進に寄与することができること等を考慮し、共同調理場方式での給食センターを、青森市西部工業団地内の青森市中学校給食センター隣接地において整備することとしている。

新たな給食センターの整備・運営に当たっては、PFI手法を取り入れることにより、民間企業が有する最新の技術や知識、運営におけるリスク管理能力等を活用し、安全で安心な給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(4) 事業の内容

(ア) 事業用地 青森市大字三内字丸山 393 番地 261

(イ) 敷地面積 16,158.28 m² (小学校給食センター対象地：約 8,030 m²)

(ウ) 施設概要

a 小学校給食センター

- ・提供食数 1日当たり約 12,000 食
- ・対象学校 33 校 (現在の共同調理場方式の小学校 29 校、単独校方式の小学校からの集約分 4 校 (千刈、大野、戸山西、久栗坂小学校))

b 中学校給食センター (既設)

- ・提供食数 1日当たり約 9,000 食
- ・対象学校 19 校 (現在の共同調理場方式の中学校)

事業開始後、耐用年数を勘案し、食数の推移を見ながら、順次単独校方式の小学校等を給食センターへ集約していく。

(5) 業務範囲

民間事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

【小学校給食センター】

ア 設計業務

- ・各種調査 (敷地測量・地質調査等)
- ・設計 (建築本体設計、厨房設備設計)
- ・設計図書の作成
- ・設計に伴う各種申請手続き

イ 工事監理業務

ウ 建設業務

- ・建設工事
- ・厨房設備、備品等の調達・設置
- ・工事に伴う近隣対策
- ・建設に伴う各種申請手続き
- ・完成図書の作成

エ 運営備品等調達等業務

オ 開業準備及び引渡業務

- ・開業準備業務
- ・引渡業務

カ 維持管理業務

- ・建築物保守管理業務
- ・建築設備保守管理業務
- ・厨房設備保守管理業務
- ・各種備品等保守管理業務
- ・外構等保守管理業務
- ・清掃業務
- ・エネルギー管理支援業務

キ 運営業務

- ・調理等業務
- ・衛生管理業務
- ・洗浄・残菜等処理業務
- ・広報・食育支援業務
- ・配膳業務
- ・配送・回収業務

【中学校給食センター】

- | | |
|---------------------|---------------|
| ク 運営備品等調達等業務 | サ 運営業務 |
| ケ 開業準備業務 | ・調理等業務 |
| コ 維持管理業務 | ・衛生管理業務 |
| ・各種備品等保守管理業務 | ・洗浄・残菜等処理業務 |
| ・外構等保守管理業務 | ・広報・食育支援業務 |
| ・清掃業務 | ・配膳業務 |
| ・エネルギー管理支援業務 | ・配送・回収業務 |
| ・警備業務 | |

(参考) 運営に関して市が実施する主な業務は次のとおり。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・献立作成等 | ・給食費の徴収管理 |
| ・食材調達及び検収 | ・見学の受け入れ |
| ・残菜・廃油の処分 | ・試食の受け入れ、試食会の実施 |

(6) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (ア) 設計・建設期間 | 平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月 |
| (イ) 開業準備期間 | 平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月 |
| (ウ) 施設の引渡し | 平成 26 年 3 月 |
| (エ) 維持管理・運営期間 | 平成 26 年 4 月～平成 41 年 3 月(15 年間) |

なお、平成 41 年 4 月以降の施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて民間事業者の意見も参考にしながら、市が事業期間内に決定する。

(7) 事業方式

P F I 法に基づき、市と事業契約を締結し、民間事業者自らが当該施設を設計・建設し、施設の所有権を市に移管した後、その施設の維持管理及び運営等を行う B T O (Build Transfer Operate) 方式とする。

(8) 民間事業者の募集及び選定方法

本事業は、安全・衛生管理等を徹底した優れた提案を広く募集選定する必要があることから、価格及び価格以外の要素(事業実施能力並びに設計・建設・維持管理・運営能力等)を総合的に評価することを目的として、民間事業者の募集及び選定方法については、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 の 2 の規程に基づく総合評価一般競争入札方式とした。

2 民間事業者選定までの経緯

日付	内容
平成 22 年 11 月 1 日(月)	第 1 回審査委員会
11 月 17 日(水)	実施方針公表
11 月 30 日(火)	実施方針等説明会
12 月 7 日(火)	実施方針等質問・意見受付
平成 23 年 1 月 31 日(月)	実施方針等質問・意見回答
5 月 20 日(金)	第 2 回審査委員会
5 月 20 日(金)	特定事業選定・公表
6 月 1 日(水)	入札公告
6 月 6 日(月)	入札説明書等説明会
6 月 6 日(月)	事業用地及び中学校給食センター見学会
6 月 23 日(木)	入札説明書等第 1 回質問受付
8 月 8 日(月)	入札説明書等第 1 回質問回答
8 月 15 日(月)	入札参加表明書受付
8 月 22 日(月)	入札参加資格審査結果通知
8 月 30 日(火)	入札説明書等第 2 回質問受付
9 月 30 日(金)	入札説明書等第 2 回質問回答
10 月 28 日(金)	入札・提案書受付
11 月 13 日(日)	第 3 回審査委員会
11 月 20 日(日)	第 4 回審査委員会
12 月 2 日(金)	第 5 回審査委員会
12 月 2 日(金)	落札者公表

3 民間事業者の選定

青森市小学校給食センター等整備運営事業PFI事業者審査委員会は、落札者決定基準(平成23年6月1日公表)に基づき、提案内容等の審査を行い、最優秀提案を選定した。(別紙「青森市小学校給食センター等整備運営事業 審査講評」参照)

本市は、その結果を踏まえ、グリーンハウスグループ(代表企業:株式会社グリーンハウス)を本事業を実施する民間事業者として選定し、落札者として決定した。

<落札者>

受付番号02 グリーンハウスグループ	代表企業	株式会社グリーンハウス
	構成員	株式会社梓設計 東北事務所 前田建設工業株式会社 東北支店 日本調理機株式会社 東北支店 青森営業所 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 東北支社 八千代エンジニアリング株式会社 東北支店

4 落札価格

落札者として決定したグリーンハウスグループ(代表企業:株式会社グリーンハウス)の提案価格については下記のとおりである。

9,638,617,162円(消費税及び地方消費税抜き)

5 財政負担額の削減効果

選定された提案に基づきPFI事業として実施することにより、本市自ら実施する場合と比較して、事業期間全体を通じた本市の財政負担を、現在価値で1,030,074千円縮減できる見込みである。

区 分	市の財政負担額	
	現在価値換算後()の 負担額	《参考》 実質負担額
市が直接実施する場合	7,883,165 千円	11,881,724 千円
PFI事業により実施する場合	6,853,091 千円	10,355,906 千円
財政負担縮減額	1,030,074 千円	1,525,818 千円
財政負担縮減率	13.07%	12.84%

現在価値換算にあたっては割引率を4%とし、物価上昇は見込んでいない。